平成２４年（再イ）第１９５号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地213
再生債務者　星野　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２６２号
名古屋市天白区池見１丁目115番地の１　池見グリーンハイツ308号
再生債務者　岩崎　　歩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２６号
青森県八戸市岬台２丁目３番３号
再生債務者　西谷　明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺中添52番地２
再生債務者　後藤　政也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（再イ）第４２号
金沢市疋田２丁目129番地
再生債務者　麦田　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日　金沢地方裁判所

平成２４年（再イ）第３８号
長野県安曇野市穂高柏原776番地２
再生債務者　髙山　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（再イ）第５３号
愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅204
再生債務者　栗山　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第２８号
山口県宇部市常盤台１丁目１番１―308号
再生債務者　藤田　良夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月17日　山口地方裁判所宇部支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第４号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年４月15日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年５月２日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第O131号
2、名称　トキコテクノ株式会社
3、住所　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目９番27号
4、特定計量器の種類　液化石油ガスメーター

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 25 年５月２日
独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月月	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
東京國博第42―19号	昭和42年５月18日	町田芳江	平成24年12月21日	
東博第21―29号	平成21年３月18日	園山忠生	平成25年３月５日	
東博第21―30号	平成21年３月18日	園山忠生	平成25年３月５日	
東京國博第51―123号	昭和51年７月９日	清水啓三郎	平成25年３月７日	

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第 27 号
高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
平成 25 年５月２日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉
⑥神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山
⑦神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町
⑧八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑦神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで
⑧神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑨神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉
⑩神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山
⑪神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町
⑫八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
工事区間変更日　平成25年５月７日